

不動産登記に関する事務の一部の停止について

大和町吉岡南第二土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、平成30年1月9日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
平成30年 1月 9日から 平成30年 2月16日まで (予定)	<ul style="list-style-type: none">・黒川郡大和町吉岡字西車堰，字台ノ下，字柳ノ町，字東柿木，字西柿木の全部・黒川郡大和町吉岡字東車堰，字車堰，字天皇寺，字西桧木，字石川裏，字石川北，字石川南，字熊野中，字熊野下，字北六角の各一部・黒川郡大和町吉田字北谷地，字北要害，字高田東，字高田，字高田西，字東五福院，字八反田下の各一部・黒川郡大和町吉岡南二丁目の一部・黒川郡大和町吉岡南三丁目の一部 <p>(仙台法務局本局管轄)</p>	大和町吉岡南第二土地区画整理事業